

喫水調整機能付加新船建造等支援事業補助金交付要綱概要

1 補助金の交付の要件

次の事項のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 海上運送法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による一般旅客定期航路事業の許可を受けることとし、次に掲げる事項を満たしていること
 - ア 当該許可申請に必要である法第3条第2項第2号の規定による事業計画に、中之島東西各1箇所以上の船着場を結ぶ航路及び50名程度の旅客定員が盛り込まれていること
 - イ 当該許可を受け、別途届出する法第6条の規定による船舶運航計画に、一日1往復以上の運航が盛り込まれていることとし、潮位や船舶の検査等やむを得ない場合を除き、毎日運航できるよう努めること
- (2) 法第21条第1項の規定による旅客不定期航路事業の許可を受けることとし、次に掲げる事項を満たしていること
 - ア 当該許可申請に必要である法第21条第2項の規定で準用する法第3条第2項第2号の規定による事業計画に、中之島東西を行き来する航路及び50名程度の旅客定員が盛り込まれていること
 - イ 潮位や船舶の検査等やむを得ない場合を除き、一日1便以上を毎日運航できるよう努めること

2 補助対象事業

中之島東西を結ぶ又は行き来する航路を開発するために、次のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 喫水調整機能を付加したクルーズ船を新たに建造
- (2) 喫水調整機能を付加するために既存クルーズ船を改良

3 補助対象経費

次のいずれかに該当する経費とし、建造又は改良以外にかかる人件費及び各種申請等にかかる事務費に相当する経費、消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

- (1) 新たにクルーズ船を建造する際に、喫水調整機能を付加するのに必要となる経費
- (2) 既存のクルーズ船を改良して、喫水調整機能を付加するのに必要となる経費
ただし、別の改良と同時にを行う場合で、経費の分離ができないときは補助対象外

4 補助率・補助限度額

補助率は1/2とし、補助上限額は1事業者につき25,000千円とする。

5 補助金の交付申請への流れ

補助金の交付を受ける事業者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書を提出し、知事はそれを審査し、内定を行った上で、その内定を受けた補助事業者が交付申請を提出する。

6 船舶運航の義務

補助事業者は、法に規定された許認可等の手続きを適切に行い、本事業で整備したクルーズ船を、補助事業の完了した日の翌日から6月以内に運航させる。

7 実施結果の事業化報告

補助事業者は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後耐用年数の期間において、毎会計年度終了後に当該補助金で整備したクルーズ船の1年間の実績を報告させる。

8 交付決定の取消し

次のいずれかに該当する場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金を返還させる。

- (1) 補助事業者の要件を満たさないことが判明したとき。なお、実施後の事業化報告において判明したときも同様とする
- (2) 補助対象事業の要件を満たさないことが判明したとき
- (3) 船舶運航の義務の要件を満たさないことが判明したとき
ただし、(1) なお書き及び(3)で、クルーズ船運航の開始後又は開始にあたり、想定しえなかった事象の発生、その他特別な理由があると知事が認める場合は、この限りでない

9 その他

本事業で整備したクルーズ船を、中之島東西を結ぶ又は行き来する経路以外に使用する場合は、法による許認可等の申請前に届出させる。